



報 告 書

令和8年度民生教育常任委員会管外行政調査及び研修を令和8年7月29日(水)から31日(金)まで実施いたしましたので、その概要を次のとおり報告いたします。

令和8年8月19日

名取市議会 議長 大久保 主計 様

民生教育常任委員会
委員長 吉田 良



記

- 1 期 日 令和8年7月29日(水)～31日(金)
- 2 視 察 先 (1)大阪府箕面市
(2)岡山県備前市
(3)岡山県総社市
- 3 参 加 者 (1)委 員 委 員 長 吉田 良 副委員長 寺嶋 雅子
委 員 佐藤さやか 委 員 笹森 波
委 員 千葉 栄幸 委 員 菊地 忍
委 員 山田龍太郎
(2)執行部 こども支援課主幹兼家庭児童係長 相澤なぎさ
(3)事務局 次 長 兼 議 会 総 務 係 長 川上真理子
主 事 加藤 咲季
- 4 行 程 別紙のとおり
- 5 調査事項 別紙のとおり

令和 8 年度 民生教育常任委員会管外行政調査及び研修行程表

	行 程	宿 泊	視察自治体	調 査 事 項
7 月 2 9 日（水）	【集合 午前 8 時 3 0 分 仙台空港 2 階 ANA カウンター前】 JAL2202 便 大阪モノレール 阪急宝塚線急行 仙台空港 ⇒⇒⇒ 伊丹空港 ⇒⇒⇒ 蛭池 ⇒⇒⇒ 石橋阪大前 9:20 10:35 11:04 11:07 11:33 11:35 11:40 阪急箕面線 徒歩、タクシー 箕面市役所 タクシー（7 分） ⇒⇒⇒ 箕面 ----- 箕面市議会視察 ----- 箕面萱野 11:46 (昼食) 13:30～15:00 15:39 ※大阪急行線→大塚メトロ駅乗換 ⇒⇒⇒ 新大阪 ⇒⇒⇒ 岡山 ----- ホテル 15:57 16:17 17:05	岡山ワシントンホテルプラザ	大阪府箕面市	部活動地域展開について
7 月 3 0 日（木）	JR 赤穂線 送迎 備前市役所 送迎 岡山 ⇒⇒⇒ 西片上 ----- 備前市議会視察 ----- 伊部 9:25 10:08 10:30～12:00 (昼食) 14:18 JR 赤穂線 徒歩（5 分） ⇒⇒⇒ 岡山 ----- ホテル 15:09		岡山県備前市	ケアラー支援の推進に関する条例について
7 月 3 1 日（金）	JR 伯備線 送迎 総社市役所 送迎 岡山 ⇒⇒⇒ 総社 ----- 総社市議会視察 ----- 東総社 9:16 9:46 10:00～11:30 (昼食) 13:03 JR 桃太郎線 のぞみ 28 号 伊丹空港線（バス） JAL2213 便 ⇒⇒⇒ 岡山 ⇒⇒⇒ 新大阪 ⇒⇒⇒ 伊丹空港 ⇒⇒⇒ 仙台空港 13:36 13:58 14:43 15:10 15:35 17:15 18:30		岡山県総社市	障がい者千五百人雇用事業について
議員等連絡先		①委員長 吉田 良 ⑤委員 千葉 栄幸 ②副委員長 寺嶋 雅子 ⑥委員 菊地 忍 ③委員 佐藤さやか ⑦委員 山田龍太郎 ④委員 笹森 波	執行部随員 こども支援課 主幹兼家庭児童係長 相澤なぎさ 事務局随員 議会事務局 次長兼議会総務係長 川上真理子 事務局随員 議会事務局 主事 加藤 咲季 宮城県名取市議会事務局 TEL:022-384-2109（直通）、FAX:022-384-9670 E-mail:gikai@city.natori.miyagi.jp	

令和 8 年度民生教育常任委員会管外行政調査及び研修の総括

民生教育常任委員会

委員長 吉田 良

1 視察日時及び視察項目

- (1) 令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
大阪府箕面市 部活動地域展開について
- (2) 令和 8 年 7 月 3 0 日（木） 1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
岡山県備前市 ケアラー支援の推進に関する条例について
- (3) 令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0
岡山県総社市 障がい者千五百人雇用事業について

2 総括

(1) 大阪府箕面市

箕面市では、少子化により学校単位での部活動維持が困難になることを見据え、令和 9 年度の中学 3 年生の引退をもって学校部活動を終了し、地域クラブへ全面移行する方針を明確にしている。地域クラブは民間事業者・地域団体・教員の兼職など多様な主体が担い、活動場所も学校・公共施設・民間施設に広がる。生徒は自校に限定されず、市内外のクラブを自由に選択でき、活動頻度も最大週 5 回と従来の部活動と同等の機会が確保されている。

令和 7 年度には 20 団体が実証事業に参加し、令和 8 年度には平日活動も開始した。教育委員会は地域住民・保護者向け説明会を計 9 回開催し、受け皿団体向け説明会も実施するなど、移行に向けた理解醸成と参入拡大を丁寧に進めており、こうした取組は制度転換を現実的に進めるうえで参考となる。

本市では、令和 8 年 7 月末時点で地域クラブの試行的実施が 2 団体で始まった段階であり、全面移行にはなお時間を要すると思われる。担当部署が文化・スポーツ課である点も踏まえ、学校現場との連携体制を再構築する必要性が認識された。箕面市の「移行時期の明確化」「受け皿の多様化」「説明責任の徹底」は、本市の地域展開を進める際の具体的な手がかりとなる。

(2) 岡山県備前市

備前市のケアラー支援条例は、令和 2 年の一般質問を契機に検討が始まり、令和 3 年 12 月に全国 7 番目の制定となった。条例はヤングケアラーのみならず、老老介護や 8050 問題など幅広いケアラーを対象とする理念条例であり、数値規定よりも周知・啓発と早期発見を重視している。広報誌、ホームページ、ポスター、学校へのチラシ配布など多様な啓

発を行い、要保護児童対策地域協議会で関係機関との研修やケース会議を継続している。

実態把握として、小学4年～中学3年を対象にタブレット端末によるオンラインアンケートを2年に1度実施し、回答率は9割以上と高い。一方で「ヤングケアラー」という言葉の認知が低く、通常のお手伝いとの線引きが難しいという課題がある。訪問支援事業は委託事業者が確保できず実施困難であり、子ども家庭センターがゴミ出し支援など個別支援を行っている。

条例制定から年数が経過し、意識の薄れが懸念される中、大規模調査だけでは把握が難しく、民生委員や町内会など地域からの「気になる声」を拾い上げることが重要とされている。備前市の取組は、ケアラー支援を既存制度と接続しながら継続的に運用するうえで、本市にとって具体的な参考事例となる。

(3) 岡山県総社市

総社市は、障がい者雇用を福祉施策にとどめず、まちづくりの中心に据える独自政策を展開している。リーマンショック後の人材不足や支援学校誘致の不調を契機に、平成23年に「障がい者千人雇用事業」を開始し、条例制定を経て目標を1,500人へ拡大した。令和8年2月時点で1,456人が就労している。

最大の特徴は、行政とハローワークの縦割りを乗り越えた就労支援体制である。市職員がハローワーク内で相談支援を行い、生活状況と求人情報を一体的に把握し、相談から就職・定着まで切れ目なく支援する仕組みを構築した。企業へのアプローチでは、ノベルティ発注、業務委託、施設外就労、直接雇用という段階的提案により、中小企業でも取り組みやすい環境が整えられている。

また、一般就労へ移行し6か月継続した方へ10万円を支給する「就労移行支援金は、本人の努力を評価し、就労継続を後押しする制度として機能している。新庁舎には障がい者が働くカフェや販売スペースを設け、市民が自然に障がい者の活動に触れられる環境が整備されている。

総社市の取組は、行政の調整力、企業との信頼形成、段階的支援、就労後の伴走支援が一体となったモデルであり、本市の就労支援を発展させる際の具体的な示唆となる。

3 謝辞

本委員会の管外行政調査及び研修に際し、箕面市、備前市、総社市の関係各位には、ご多忙の中にもかかわらず丁寧なご説明とご対応を頂いた。ここに深く感謝の意を表する。各自治体の取組から得られた知見は、本市の民生・教育行政を進めるうえで大いに参考となるものであり、今後の施策検討に活かしてまいりたい。

部活動地域展開について

民生教育常任委員会行政視察報告書

報告担当：千葉 栄幸

笹森 波

【視察先】大阪府箕面市

【日時】令和8年7月29日（水）13：30～15：00

【人口】14万763人（令和8年7月1日現在）

【面積】47.90km²（令和8年5月31日現在）

【概要】箕面市（みのおし）は、大阪府の北摂豊能地域に位置する市。1956年（昭和31年）市制施行。

南部には高級な住宅地が広がっており、市の人口のほとんどはこの南部に集まっている。大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきた。

北部には、止々呂美（とどろみ）に集落があるが、市の南部とは山に阻まれているため地域的に一体とはなっていなかった。2007年5月30日に、止々呂美と箕面新都心を結ぶ箕面グリーンロード（箕面有料道路）が完成し、市の南部や、大阪都心へのアクセスが便利になった。また、これと連動して、水と緑の健康都市（箕面森町）の建設が進められており、2007年10月1日にまちびらきが行われた。

市域は、池田市・豊中市・吹田市・茨木市・豊能郡豊能町・兵庫県川西市と接する。

【説明者】

学校教育部 児童生徒課課長 赤城 龍一氏

学校教育部 児童生徒課係長 吉田 航太氏

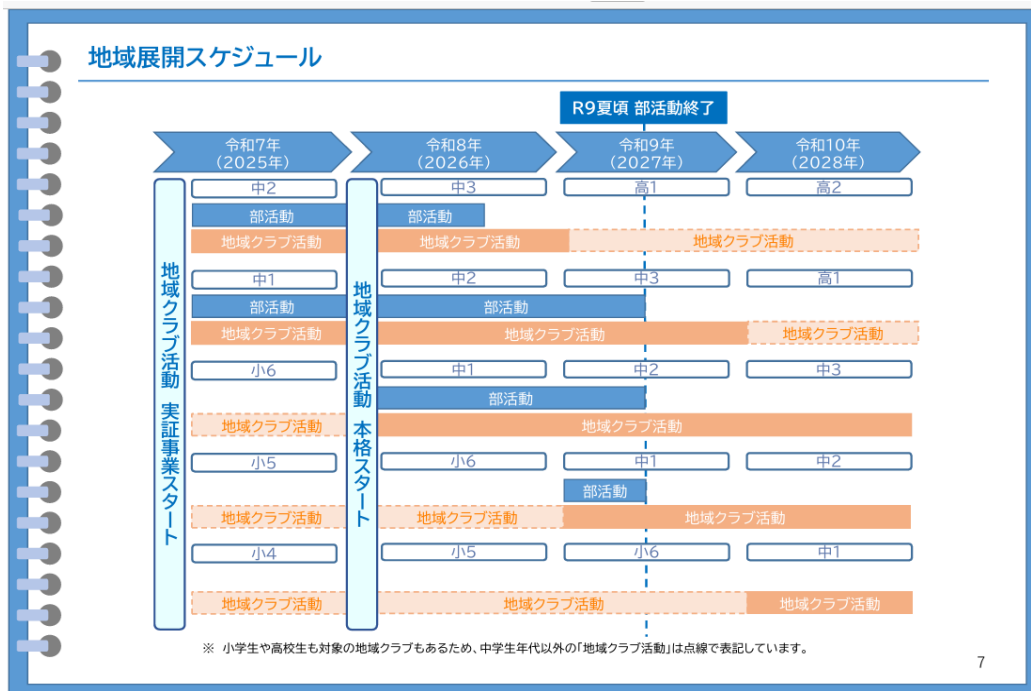
【部活動地域展開の取組に至るまでの経緯】

中学校の部活動は、生徒の体力や技術の向上を図るだけでなく、自主的・主体的な参加による活動を通じて、互いが協力し合い、目標に向かって努力することで、責任感や協調性を育み、生徒の人格形成や非認知能力の向上においても非常に重要な役割を持っている。しかしながら、全国的に少子化が進んできており、一つの中学校単位では十分に部活動を行うことができないという学校が増えてきている。

箕面市においても、特に団体競技の部活動種目について、一つの中学校では試合に参加できないなどの状態が生じ始めており、今後さらに少子化が進むことを考慮すれば、学校単位で行う部活動という制度の維持・運営は、ますます困難になるものと考えられることから、箕面市教育委員会において、将来にわたって継続的に生徒の活動機会を確保し続けていくためには、部活動から地域クラブ活動に転換していくことが必要であると判断した。

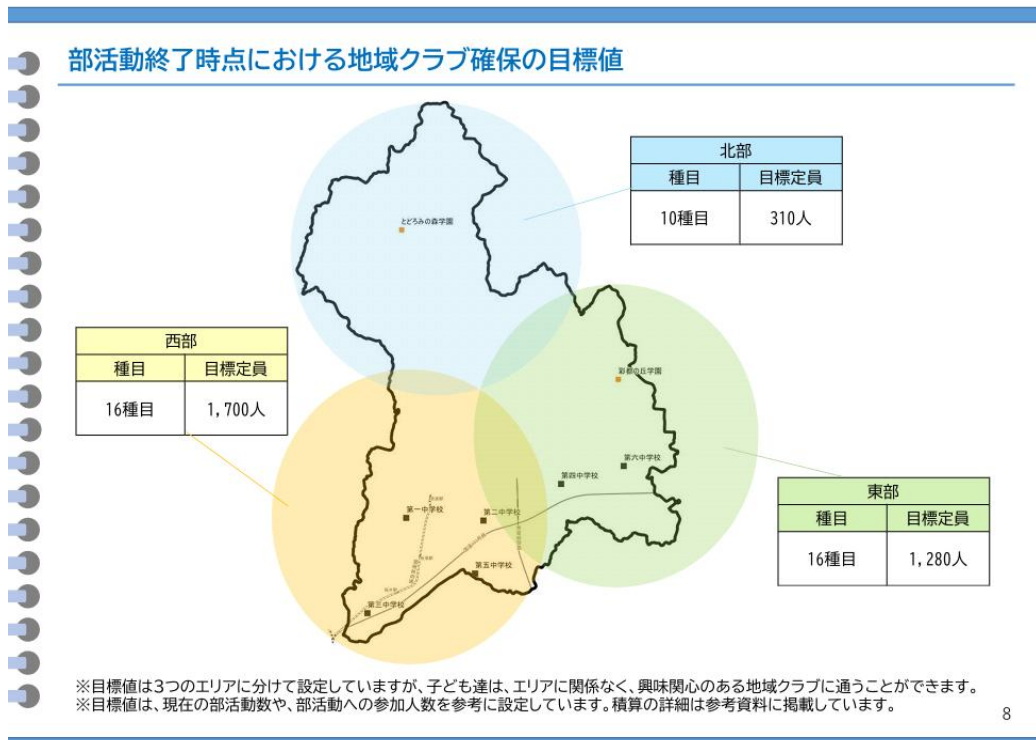
【地域展開スケジュール】

箕面市は、市立中学校等の部活動を令和9年度の中学校3年生（小中一貫校9年生）が引退するタイミングで終了し、地域のスポーツ・文化芸術活動へ完全に移行する計画を進めている。



【部活動終了時点における地域クラブ確保の目標値】

※エリアは、自転車で移動するように半径約3 kmにしている。



【令和7年度の「みのお地域クラブ」】
 ※令和7年度実証実験で20団体の地域クラブ活動を休日を中心に行った。
 令和8年度は平日の活動も行っている。

令和7年度の「みのお地域クラブ」(9月30日更新)

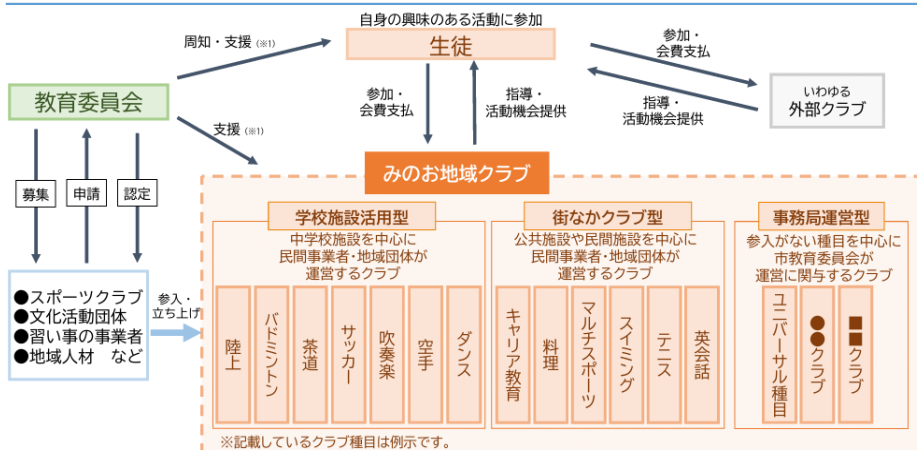
団体名	種目	定員	対象学年	会費	活動拠点
UNO中学校ダンスクラブ	ダンス (男女)	なし	小5～中3	500円/回	一中
PACON NIINA	硬式テニス (男女)	80名	小6～中3	2,000円/月	一中
止々呂美クラブ	バレーボール (女子)	24名	中学生	2,000円/月	とどろみ
とどろみの森クラブ	硬式テニス (男子)	24名	中学生	無料	とどろみ
ときわ台卓球部少年部	卓球 (男女)	30名	中学生	無料	とどろみ
富田流実践空手道 成心會 箕面支部	フルコンタクト空手 (男女)	50名	小1～中3	5,500円/月	とどろみ
豊能空手道協会	伝統空手 (男女)	30名	小1～中3	3,000円/月	とどろみ
Foxes	バスケットボール (男女)	80名	小6～中3	2,000円/月	二中
箕面WEST	バレーボール (男子)	40名	中学生	2,000円/月	三中
箕面AC	陸上競技 (男女)	なし	中学生	無料	五中
エルフリーデエンジンョイクラス	ソフトボール (女子)	20名	小6～中3	1,000円/月	五中
TEAM GRIT	バスケットボール (男子)	40名	中学生	500円/回	五中
エスポワール箕面HC	ハンドボール (男女)	40名	小5～中3	無料	五中
『クレモナ』ユース・アンサンブル	吹奏楽 (男女)	50名	小4～高3	500円/月	五中
箕面EAST	バレーボール (女子)	40名	中学生	2,000円/月	六中
MINOH BLACK BIRDS	バドミントン (男女)	60名	中学生	2,000円/月	六中
箕面東コミュニティスポーツクラブ	マルチスポーツ (男女)	40名	小1以上	300円/回	六中
勇誠会 井上道場	フルコンタクト空手 (男女)	50名	小6～中3	2,000円/月	六中
彩都の丘RAINBOWS	バスケットボール (男女)	50名	中学生	無料	彩都
箕面トータルスポーツ	陸上 (男女)	100名	小5～中3	2,000円/月	彩都

※今年度は市の実証事業として行っているため、学校施設を中心とした週1回程度の活動としています。
 また上表の「みのお地域クラブ」においても、実証事業の中で、次年度以降の活動に向けてブラッシュアップしながら運用しているため、
 次年度以降は会費や定員等に変更が生じる場合があります。

9

【みのお地域クラブの全体像】

みのお地域クラブの全体像(イメージ図)



想定される認定の効果(案)(※2)
 (出典:「スポーツ庁(スポーツ庁)活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」資料)

- ①市区町村等による情報提供の促進
- ②公的支援(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等)
- ③希望する教職員の兼職兼業許可
- ④大会・コンクールへの円滑な参加 など

※1 生徒や地域クラブに対しては様々な形で支援を検討していますが、予算が伴う支援は市議会の議決が前提となります。
 ※2 「想定される認定の効果」については、国での議論が行われているところであり、最終決定ではありません。

本市にゆかりのある
スポーツチーム
【サンバーズ・ガンバ大阪・
エヴェッサ・岩谷産業】

イベント的に
協力

31

【みのお地域クラブでなにが変わるか】

みのお地域クラブでなにが変わるか		
	部活動	みのお地域クラブ
実施主体	中学校	民間クラブや地域の団体
指導者	中学校の先生 ※専門的な指導ができる場合とできない場合がある	専門的な指導者 ※教員が兼職兼業で行う場合あり
活動場所	自分の中学校	各中学校施設・ 公共施設・民間施設など
選択肢	自分の中学校の部活動から種目を選ぶ	他校や学校外も含めて 自分に合うクラブを選ぶ
参加者	自分の中学校の生徒	箕面市内の全中学生 ※中学生以外や市外の中学生も参加する可能性あり
活動頻度	最大週5回(平日1時間程度、休日3時間以内) ※各部活の判断で設定	最大週5回(平日2時間以内、休日3時間以内) ※各クラブの判断で設定
料金	年間800円 ※部活動ごとに別途実費徴収あり	可能な限り低廉な会費を 各クラブごとに設定

33

【今後の課題】

※まだ部活動が残っているのでスムーズに移行できるか

※地域クラブへの移動方法

【質疑応答】

Q：令和8年度は月2,000円も補助金が出ているが、来年度はどうなるのか

A：まだ決まっていないが継続の方向で検討している

Q：地域クラブは複数掛け持ちしてもいいのか

A：子どもが自分で選択し、掛け持ちすることも可能。部活動では出来なかった事なので強みだと思っている。

Q：休日だけではなく、部活動を廃止して切り替える決断をした背景は

A：校長から平日だけ残してもうまいかないとの話があった。また、団体によっては平日もやらせてもらいたい、逆に休日だけと枠にはめられると非常にやりにくい、とのことだった。

【行政視察考察】

中学校部活動の地域展開については、関西圏に比べ、東北地域では必ずしも順調に進んでいるとはいえない状況にある。本市においても、中学校部活動の地域展開は重要な課題であり、宮城県及び本市の方針を踏まえつつ、先進地である箕面市の取組を比較検討する目的で行政視察を実施した。

本市では、国および宮城県の方針に準じ、令和10年度末までに休日の地域クラブへの移行を進めている。しかし、令和8年6月末時点で地域クラブ認定はサッカー競技を指導する1クラブのみであり、平日の移行については休日の移行状況を踏まえて検討する段階で、現状では全くの未知数となっている。

一方、箕面市では、令和9年度の中学校3年生（小中一貫校9年生）の引退時点で部活動を終了し、完全に地域クラブ活動へ移行する計画を進めている。近隣自治体においても、神戸市・伊丹市は令和8年度中、尼崎市・加古川市は令和9年度中、池田市・加東市

は令和 10 年度中に部活動を終了し地域クラブへ移行する予定であり、段階的移行ではなく「部活動終了→地域クラブへ全面移行」という手法を選択している。これは、中学校長の意見や受け皿となる団体の意向を踏まえた結果であり、将来的に平日・休日ともに地域クラブへ全面移行することを見据えれば、極めて合理的な判断であると感じられた。

また、箕面市では地域展開の必要性を理解してもらうため、児童生徒指導課が主体となり、地域住民および保護者向け説明会を計 9 回実施している。さらに、受け皿となる団体向け説明会も開催し、地域クラブの理解促進と参入を図り、57 の多様なクラブ活動が参画する状況を生み出している。これらは担当者の熱意と不断の努力の賜物であり、地域クラブ立ち上げ支援や会費補助制度も含め、本市にとって大いに参考となる内容であった。

今回の視察を通じ、本市の部活動地域展開はガイドラインが作成された段階に留まり、現実的にはまだ何も始まっていない状況であることを痛感した。本市の担当部署は文化・スポーツ課であり、広義では地域クラブも文化・スポーツの推進に含まれるが、部活動は教育的意義が強く、学校現場と密接に関わる活動であることから、学校現場に近い部署が担当することが望ましいのではないかと考えさせられた。

いずれにせよ、これまで部活動が果たしてきた児童生徒の文化・スポーツ活動の機会を可能な限り喪失させないためには、学校・地域・保護者・行政が緊密に連携することが不可欠である。今回の行政視察で得た知見を、本市の部活動地域展開に効果的に反映できるよう、市議会として積極的に働きかけていきたい。

最後に、ご対応いただいた箕面市学校教育部児童生徒課の皆様に、心より感謝申し上げます。



研修の様子



箕面市議会議場

ケアラー支援の推進に係る条例について

日時：令和8年7月30日（木）10：30～12：00

場所：岡山県備前市役所

視察内容：ケアラー支援の推進に関する条例について

- （1）制定に至る経緯について
- （2）具体的内容について
- （3）制定による効果について
- （4）課題と今後の取組について

【自治体の概要】

総面積：258.13 平方キロメートル 人口：30,641 人（令和7年3月31日現在）

市域の約 80%が山地で構成され、南部は瀬戸内海に面し、西部は平野部が広がるなど、地形は変化に富んでいる。

また、市域の西端には岡山県三大河川の一つ「吉井川」が流れ、豊かな自然環境に恵まれ、温暖な気候と自然災害の少なさを兼ね備えた過ごしやすい環境である。

【説明者】

備前市 保健福祉部 副参与 兼 こども・保健課長 竹林 伊久磨 氏

【調査内容】

ケアラー支援の推進に関する条例について

- （1）制定に至る経緯について
 - ・ 令和2年9月の市議会一般質問において、議員からケアラー支援条例の研究・検討に関する要望が出されたことが契機となり検討が開始
 - ・ 令和3年12月の一般質問でも、ヤングケアラーの実態と支援について質問あり
 - ・ 条例制定にあたっては、当時全国でも数カ所（埼玉県など）しか先行事例がなかったため、他市の条例内容を参考にしながら、政策への紐付けや市民への影響を整理し規定を盛り込んだ
 - ・ 令和3年10月には条例案に対するパブリックコメント（意見なし）や、子ども・子育て会議での意見交換（「子ども自身の声を聴いてほしい」等の意見あり）を実施
- これらの経緯を経て、令和3年12月に全国で7番目となる本条例が制定された

※全国のケアラー関連の条例制定状況

令和2年3月31日制定の埼玉県ケアラー支援条例を皮切りに、北海道栗山町、三重県名張市、岡山県総社市、茨城県、北海道浦河町など全国36自治体で制定されている。

（令和8年4月1日現在）（一般社団法人日本ケアラー連盟ホームページより）

- （2）具体的内容について

- ・本条例は、ヤングケアラーだけでなく、老老介護や 8050 問題なども含む幅広いケアラーを社会全体で支援し、すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とした「理念条例」である。
- ・具体的なルールや数値を決めるものではなく、まずはケアラーについて理解を深め、早期発見や把握につなげるための周知・啓発を主眼としている。
- ・具体的な取り組みとして、広報、ホームページ、ポスター掲示、学校・園へのチラシ配布などによる啓発活動を行っている。
- ・要保護児童対策地域協議会において、関係機関（保健所、警察、医師会、学校など）に向けた研修会の実施や、毎月 1 回のケース会議を通じた情報共有・支援検討を行っている。
- ・実態把握の手段として、小学 4 年生から中学 3 年生を対象に、教育用タブレットによるオンラインアンケート（令和 4 年、6 年）を実施している。

・ヤングケアラー実態調査の実施

実施時期：R4. 11 月、R6. 11 月、R8. 11 月（予定）

調査対象：市内小学 4 年生から 6 年生まで及び中学生

実施方法：教育用タブレットによるオンライン回答

- ・第 3 期備前市子ども・子育て支援事業計画（令和 7 年度～令和 11 年度）で、「子どもの貧困対策やヤングケアラー支援の推進」を明記し、把握と支援につなげるよう努めている。

（３）制定による効果について

条例を制定したからといって何かが大きく変わるわけではなく、既存の支援（児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉など）にいかに関係者をつないでいくかが重要であると認識されている。

新たな支援策を講じるよりも、これまで行ってきた既存の枠組みの中で、個別のケースごとにきめ細かい支援を行っていくことが、実効性が高いと考えられている。

（４）課題と今後の取組について

最大の課題は、ケアラーの「早期発見・把握」が極めて困難な点である。

高齢者や障害者など所属機関がない市民の場合、市の窓口への相談や民生委員からの報告がない限り把握が難しく、また、支援が必要な人ほど自ら申し出にくい、あるいは本人が支援を拒否するといった傾向がある。

アンケート調査においては、「ヤングケアラー」という言葉を知らない小中学生が多く（小学生約 9 割、中学生約 7 割）、通常のお手伝いとの線引きが難しいため、正確な実態把握に課題がある。

条例制定から数年が経過し、意識が薄まってきている懸念があるものの、学校の授業枠外で行うアンケートの毎年の実施や、大人に対する広報媒体だけでの周知には限界を感じている。

具体的なサービス提供体制についても、地方では家事支援などの訪問支援事業を委託できる事業者が見つからず、実施できていないという課題がある。

今後は大規模な調査に頼るのではなく、町内会や民生委員など地域からの「気になる声」を地道に拾い上げ、個別対応で適切な既存の制度や支援につなげていくことが重要であるとしている。

【各委員より質疑概要】

質→R6年11月に実施された実態調査アンケートの回答率は。不登校児童生徒への対応は。

答→小学4年生～中学3年生までの6学年の800人前後が対象で、回答率は9割以上。学校を通して回答しているので、回答率は良い。

不登校児童生徒への対応は各学校に任せている。アンケートはタブレットでQRコードを読み取り、オンラインで実施した。

質→実際にヤングケアラー支援として、訪問支援事業につながった事例はあるか。

答→訪問支援事業というのは提供体制がなかなか難しく実施ができていない。

子ども家庭センターが対象の家庭を訪問しながら相談支援を行い、ゴミ出し支援等を実施している。

質→学校での様子や市と教育現場の情報交換、意見交換はどのように行われているか。

答→虐待等の関係で、要保護児童対策地域協議会というのがあり、登録ケースでは、常日頃から情報交換やケース会議を実施している。ヤングケアラーに該当するようなケースがあれば、情報交換を日頃から行っている。

質→小学生と中学生において、ヤングケアラーという言葉に馴染みがないということで、子どもたちに向け、ヤングケアラーの学びの機会はあるのか。

答→アンケート実施時には、回答を始める前にヤングケアラーについて説明した子ども向けパンフレットへのリンクを表示し、一通り読んで理解した上で回答に進むような仕組みを取り入れている。

質→条例制定から数年が経過したが、大人や地域において意識の向上などの変化は見られるか。

答→制定から年数が経過し、むしろ意識が薄まってきているという課題を感じている。

アンケートも毎年実施したいが、学校の授業枠外での実施となるため教員の負担を考慮すると難しく、大人に対してもホームページや広報紙だけでは周知を図りにくい現状がある。

質→ヤングケアラーコーディネーターのような専門職の配置や、保健師・相談員などの支援体制はどのようなになっているか。

答→ヤングケアラーに特化したコーディネーターの配置は行っていない。

子ども家庭センターにおいて、統括支援員（保健師1名）、児童福祉・虐待担当（1名）、母子保健担当（1名）、家庭相談員（1名）の4人体制を組み、妊娠期から子育て期までの全般的な支援に対応している。

質→対象となる子どものために、対応チームによる定期的な集まりや事例検討などは行っているか。

答→要保護児童対策地域協議会の中で、毎月1回ケース会議を実施している。

現状約100人の対象児童がおり、順番にケースの振り返りや新たな認定などを行っている。

質→条例制定のきっかけは一般質問とのことだが、制定にあたり他市の事例は参考にしたのか。

答→当時は全国でも先行事例が数カ所しかなかったため、最初に制定された埼玉県の条例内容等を確認し、政策への紐付けや市民への影響を整理しながら規定を盛り込んだ。

質→18歳までの子どもに対する支援は、要保護児童対策地域協議会で上がってくるケースが中心となるのか。

答→要保護児童の兄弟関係で把握するケースがほとんどであり、幼少期から関わりを持ち、18歳を迎えるまで長期的な支援となることが多い。

高校へ進学した場合でも、各学校と連携し情報交換を行いながら支援を継続している。

質→条例が目指す社会の実現に向けた今後の課題や、支援を必要とする方を見つけるためのガイドライン策定、全国組織との連携などはあるか。

答→いかに見つけ出し、既存の支援につなげていくかという「早期発見・把握」が依然として最大の課題である。

ガイドラインの策定や大規模なアンケート調査を行えば見つかるというものではなく、町内会や民生委員など、地域からの「気になる声」を地道に拾い上げることが重要であると考えている。

支援が必要であっても本人が受診や支援を拒否するケースもあり、対応の難しさを感じている。なお、ヤングケアラーに関する全国組織等の団体と個別に連携した実績は現状ではない。

【考察】

備前市のケアラー支援の推進に関する条例は、議員の一般質問をきっかけとして質問を受けてから1年で条例案の作成まで行ったことはスピーディーな対応として評価できるものである。

条例制定後の取組については、広報、ホームページ、ポスター掲示などによる啓発、児童生徒へのチラシ、リーフレット配布に加え研修会等も実施している。家族の病気や怪我等により突然ケアラーになることも考えられることを踏まえれば、繰り返し啓発に努めることが重要である。

実態調査については、教員の負担を考慮し2年に1度実施しているとのことであったが、国では毎年実施するのが望ましいとしている。アンケートの回答方法としてタブレット端末を活用していることは、本市で実施する場合も参考にしたい。

ヤングケアラーへの支援については、本市と同様に「子育て世帯訪問支援事業」の利用実績がないとのこと。難しい課題ではあるが、働きかけや利用しやすい環境を整えることが必要であると感じた。

何かとご多忙な中、視察を受け入れて頂いた備前市の担当課と議会事務局の職員の皆さまに感謝申し上げます。



▲研修の様子



▲備前市役所前にて

管外行政視察調査報告書 民生教育常任委員会

報告者 山田龍太郎

寺嶋 雅子

岡山県総社市「障がい者千五百人雇用事業について」

1 視察概要

視察日 令和8年7月31日（金）10:00～11:30

視察先 岡山県総社市役所

視察事項 障がい者千五百人雇用事業について

視察目的

障がい者雇用を「福祉施策」に留めず、市全体のまちづくりとして推進する総社市の取組を学び、本市の障がい者福祉施策及び就労支援施策の参考とする。



▲総社市議場での集合写真

視察前に総社市議会 三宅啓介議長より歓迎のあいさつをいただき、本委員会 吉田良委員長より名取市の紹介と御礼のあいさつを行った。

障がい者千五百人雇用事業の詳細については、総社市福祉課 小川課長及び河田課長補佐よりご説明いただき、説明後に質疑応答を行った。

終了時に本委員会 寺嶋雅子副委員長より御礼のあいさつを行い、議場及び展望ロビー、障がい者が就労するカフェを案内いただいた。

2 総社市の概要

位置・地理

- 岡山県南西部に位置し、東は岡山市、南は倉敷市と隣接。
- 市中央を高梁川が南流し、北は吉備高原の山々、南は平野が広がる。
- 面積は約 212 km²、温暖で少雨の瀬戸内気候。

人口

- 人口 69,454 人、世帯数 30,610 世帯（令和 8 年 7 月末日現在）
- 岡山市のベッドタウンとして人口は長期的に増加傾向。

市の成り立ち

- 1954 年：旧総社市が成立。
- 2005 年（平成 17 年）：総社市・山手村・清音村が新設合併し、現在の総社市に。

産業

- 内陸工業（自動車関連など）が発展し、都市近郊型農業も盛ん。
- 物流拠点としても優れた立地条件を持つ（高速道路・空港・鉄道）。

子育て・福祉

- 「子育て王国そうじゃ」など独自の子育て支援策を展開。
- 障がい者雇用の推進など福祉政策が全国的に注目されている。

観光・イベント

- そうじゃ吉備路マラソン：県内有数の市民マラソン

総社市の特徴

- 歴史の深さ：古代吉備国の中心地
- 自然の豊かさ：高梁川・吉備高原の景観
- 交通の利便性：岡山・倉敷に隣接し、鉄道駅が多い
- 住みやすさ：子育て支援・住宅都市として発展
- 文化資源：鬼ノ城、備中国分寺、雪舟ゆかりの地

総社市は「日本一市民にやさしいまち」を掲げ、「全国屈指の福祉文化先駆都市」を目指している。

人口減少が続く地方都市が多い中、福祉施策を積極的に推進しながら人口増加を続ける自治体として全国的にも注目されている。

3 障がい者千五百人雇用事業について

（1）事業の背景

本事業は、リーマンショックにより外国人雇用の流出が起こったことによる人材不足や、県立支援学校誘致が実現せず隣接する倉敷市に誘致されたことを契機として始まった。

片岡聡一市長の強力なリーダーシップにより「学ぶ場所がないなら、働く場所をつくろう」という考えのもと、平成 23 年に「障がい者千人雇用事業」を開始し、「障がい者千人雇用推進条例」を制定。平成 29 年度に目標の 1,000 人を達成。目標を 1,500 人へ拡大した。

令和 8 年 2 月現在では 1,456 人の雇用を実現しており、目標達成まであと一歩となっている。

（2）行政とハローワークの壁を越えた就労支援体制

総社市では、障がい者就労支援を推進するため、ハローワーク内に市独自の「就労支援ルーム」を設置している。これは全国でも例の少ない先進的な取組である。

担当者の説明では、この体制を構築するまでには、国と地方自治体の縦割り行政という大きな壁があったという。

従来、就労支援は国の機関であるハローワークが担い、市の福祉部門は生活支援を担うという役割分担が明確であった。そのため、市は障がいのある方一人ひとりの生活状況や障がい特性を把握していても、就労支援の現場へ直接関わることができず、一方でハローワークは求人情報を持ちながらも福祉的な支援情報を十分共有できないという課題があった。

総社市では、この課題を解決するため、ハローワークとの協定を締結し、市職員もハローワーク内で相談支援に携わる体制を構築した。これにより、福祉と就労の情報を一体的に共有し、相談から就職、定着支援まで切れ目なく支援できる仕組みが実現していた。

（３）企業へのアプローチ

今回最も印象的だったのは、雇用センター職員による企業へのアプローチ方法である。

障がい者雇用というと、法定雇用率の対象となる企業への働きかけをイメージしがちであるが、総社市では雇用義務のない中小企業にも積極的にアプローチしていた。

最初から「雇用してください」とお願いするのではなく、企業の状況に応じて、

- ノベルティや記念品の発注
- 業務委託
- 施設外就労
- 障がい者雇用

という段階的な選択肢を提示し、障がい者と企業との接点を少しずつ増やしていく手法を取っていた。

説明では、まずノベルティの発注から始まり、信頼関係が生まれた企業が施設外就労へ、さらに直接雇用へと発展した事例も紹介された。

この取組は、「雇用するか、しないか」という二択ではなく、企業が参加しやすい入口を用意することで、地域全体で障がい者雇用を広げていく仕組みであると感じた。

また、その背景には、雇用センター職員が企業を繰り返し訪問し、対話を重ねながら信頼関係を築いてきた長年の積み重ねがあったことがよく分かった。

（４）本人の意欲を後押しする「就労移行支援金」

総社市では、福祉的就労から一般就労へ移行し、６か月以上継続して勤務した障がい者本人に対し、市独自の「就労移行支援金」として１０万円を支給している。

この制度は、企業への助成ではなく、就職し継続して働いた本人の努力を称え、新たな生活への一歩を応援することを目的としている。

担当者からは、「頑張った本人への激励であり、お祝いの意味を込めて支給している」との説明があった。

令和８年２月時点では１００名を超える方がこの制度を利用しており、就労への意欲向上や職場定着を後押しする総社市独自の取組となっている。

（５）新庁舎に見る「日本一市民にやさしいまち」の実践

総社市では、「日本一市民にやさしいまち」を掲げる理念が、新庁舎の設計にも反映されていた。

庁舎内には障がい者が活躍するカフェや、福祉事業所による商品の販売スペースが設けられ、市民が日常的に障がいのある方の仕事や活動に触れられる環境が整えられていた。

また、議場では傍聴席までの動線がスロープとなっており、車椅子利用者も移動しやすい構造となっていた。さらに、傍聴席には完全防音でスピーカーを備えた親子室が設置され、小さな子ども連れでも安心して議会を傍聴できる配慮がなされていた。

加えて、ワンストップ窓口や、廊下など共有スペースを広く取り、多様な市民が利用しやすい環境が整備されており、「誰もが利用しやすい市役所」を実現しようとする姿勢が随所に感じられた。

これらは単なるバリアフリー設備の整備にとどまらず、市役所を「誰もが安心して利用し、活躍できる場」として位置付ける総社市の考え方を表しているものと感じた。

（６）印象に残ったこと

視察終了後、市内の障がい福祉事業所で製造された菓子の詰め合わせが紹介された。

記念品ではなく「1,500円で販売します」と説明があり、参加者全員が購入した。

この出来事は非常に印象に残った。

障がい者支援として無償で配布するのではなく、「価値ある商品」として販売する姿勢に、総社市の考え方が表れていると感じた。

障がいのある方が作ったものだから買うのではなく、商品として評価され、対価を得る。その積み重ねが就労や工賃向上につながり、地域経済の一部として循環していく。

この考え方は、障がい者を支援の対象として捉えるだけではなく、地域を支える担い手として位置付ける総社市らしい取組であると感じた。

４ 質疑応答

質問（寺嶋雅子副委員長）：説明の中で雇用センターに雇用ワーカーと呼ばれる職員の方がいらっしゃったかと思います。雇用義務がある大きな企業だけでなく、雇用義務のない小さな企業からどのように仕事を見つけてこられているのか、またワーカーの人数や体制について詳しく教えてください。

回答（総社市担当者）：現在、雇用ワーカーは３名と臨時職員１名の計４名体制で運営しています。実質的には２．５人分ほどの稼働で、相談から企業開拓までを担っています。この事業を始めた当初、市に特例子会社で人事を務めていた総社市民の方を嘱託職員として招き入れました。その方の地道な企業開拓や、雇用開発協会とのつながり、センターへの直接相談などを通じてネットワークを広げてきました。アプローチの際、「雇用するかしないか」という二択ではなく、以下の４段階の提案を行っています。

- １．直接雇用（障がい者雇用）の提案
 - ２．施設外就労：直接雇用せずとも、事業所の利用者が企業の現場に入って作業を行う形態
 - ３．業務委託：発送業務や事務処理などの一部を切り出して委託してもらう形態
 - ４．ノベルティ発注：記念行事などの景品として、障がい者が作った製品を発注してもらう形態
- まずはノベルティ発注などで障がい者と接するハードルを下げ、信頼関係ができてから施設外就労、そして直接雇用へとステップアップしていく流れがうまくいった要因だと考えています。

質問（山田龍太郎委員）： 1,500 人の中で障がいの程度は様々だと思います。企業を訪問してマッチングさせる際、障がいのレベルによって「できる・できない」の住み分けが難しいのではないのでしょうか。完璧に全員を雇用するのは困難だと思いますが、そのあたりの難しさについて教えてください。

回答（総社市担当者）： 障がい種別や程度によって確かに異なります。身体障がいの方は企業からのニーズが非常に高く、現在は「働ける身体障がいの方はすでにどこかで働いている」というほど手薄な状況です。知的障がいの方は、軽度であれば集中して作業に取り組める強みがあり、環境やコミュニケーションを整えれば定着しやすいです。精神障がいの方は、安定した就労のために周囲の理解やチームワークが重要です。ある企業では、精神障がいの方が働きやすい職場を作ることによって、作業の「見える化」が進み、職場全体の生産効率が上がったという事例もあります。ワーカーのスキルとして重要なのは、障がいを「ひとまとめ」にせず、一人ひとりの特性を理解し、企業の現場を見た際に「ここのハードルをなくせばこの人なら働ける」と具体的にイメージして提案することです。働くまでに 10 回職場体験を行い、定着後も 5 回訪問するなど、丁寧なフォローを行っています。

質問（山田龍太郎委員）： いきなり仕事を覚えるのは難しいと思います。研修期間のようなものを設ける際、企業側にはどのような準備や対応を求めているのでしょうか。

回答（総社市担当者）： 大企業であればジョブコーチがつくこともありますが、中小企業では難しいのが実情です。そのため、まずは「コミュニケーションをしっかりとること」を最優先にお願いしています。入社当初はワーカーが頻繁に通って本人と企業の双方から話を聞き、週 1 回や月 1 回の話し合いの場を持つことを勧めています。企業側で担当者が置けない場合は、引き続きセンターのワーカーがフォローを行う体制をとっています。

質問（菊地忍委員）： 就労者 1,456 名の内訳として、身体・知的・精神の割合はどのようになっていますか。また、実際に就労する際は必ずハローワークを通すのでしょうか。

回答（総社市担当者）： 正確な数字はハローワークの管轄（倉敷市真備町を含む）との兼ね合いで変動しますが、総社市分のおおよその割合は以下の通り

一般就労： 身体 315 名、知的 315 名、精神 360 名超

福祉的就労： 身体 45 名、知的 197 名、精神 128 名、難病 1 名

福祉的就労では知的障がいの方が多くなっています。就労の流れについては、実務上はワーカーが企業と本人をマッチングさせ、見学や話がまとまった段階でハローワークに求人を出してもらう「一本釣り」に近い形をとることもありますが、制度上は必ずハローワークを通しています。

質問（菊地忍委員）： 従業員 50 人未満の、雇用義務のない企業で新しく雇用した企業数はどのくらいですか。

回答（総社市担当者）： 正確な企業数は把握しきれませんが、就労移行支援金（一般就労に移行した本人に市が 10 万円を支給する制度）の対象者が 100 名を超えています。重複を考慮しても、50 社から 100 社程度の中小企業が雇用に至っていると推測しています。

質問（笹森波委員）： 就職に向けて、県立支援学校との連携はどのようになっていますか。また、離職率（定着率）についても教えてください。

回答（総社市担当者）： 隣町の倉敷市にある支援学校などを中心に、卒業時の「移行支援会議」には必ず市の職員、雇用センターの職員、相談支援センターの職員が揃って出席します。学校側が忙しくて手が回らない卒業後の定着訪問も、センターが代行して早めに訪問するなどの協力体制をとっています。また、本人には「合わなかったら辞めてもいい。またセンターが次のマッチングを支援するから、無理をして体調を崩さないで」と伝えています。定着率については、1年後の定着率で約80%（84～87%程度）と、かなり高い数字を維持しています。

質問（千葉栄幸委員）： 「地域連携部会」や「みんなの会議」について、詳しく教えてください。また、障がい者事業所間で仕事の取り合いにならないのはなぜでしょうか。市が調整しているのですか。

回答（総社市担当者）： 「みんなの会議」は、町内会、自治会、民生委員、社協などのバラバラだった活動を統合し、地域課題を話し合う場です。市が補助金を一括で出し、地域が福祉や祭事など自由に使い道を決められるようにしています。事業所間の調整については、基本的には各事業所が他所と重ならないよう独自性を出しています。市が関与する部分としては、医療部品の組み立てやマラソン大会の運営、道路の除草作業など、大きな仕事を「共同受注」という形で複数の事業所に割り振ることで、バランスをとっています。

質問（吉田良委員長）： 資料を見ると、B型事業所の経費が伸びる一方で、A型が減少傾向にあります。これは利用者数や施設数の変化によるものでしょうか。

回答（総社市担当者）： 令和6年度の国の報酬改定により、A型事業所の経営状況が厳しくチェックされるようになった影響が大きいです。全国的な傾向として、A型からB型へシフトする動きがあり、総社市でも同様の現象が起きています。また、岡山県の最低賃金（1,047円）の上昇や社会保険料の負担増も、A型事業所の運営を難しくしている要因です。

5 所感

総社市では行政、ハローワーク、社会福祉協議会、企業、福祉事業所がそれぞれ役割を担い、専門職が企業との対話を重ねながら信頼関係を築くとともに、障がい者一人一人の特性を把握し、企業のニーズとマッチングさせていくことで、地域全体で障がい者雇用を支える仕組みが構築されていた。また、市役所自らが障がい者の活躍の場を設け、市民が障がい者施設の商品やサービスに自然と触れられる環境を整えていることが印象的であった。

障がい者福祉を福祉部門だけの施策として完結させるのではなく、「まちづくり」の視点で推進していることが、総社市の最大の強みであると感じた。

本市においても、ハローワークとの協定による情報共有と自治体の就労支援参入や、企業との継続的な対話を担うコーディネート機能、雇用に至るまでの段階的な企業支援、就労移行及び継続を促す就労移行支援金、公共施設を活用した障がい者の活躍の場づくりなど、参考とすべき点は多い。

福祉部門で完結する就労支援ではなく、行政が企業と障がい者をつなぎ、就労前から就労後まで伴走するコーディネート機能をどう構築するか、「誰もが地域の一員として役割を持ち、活躍できる社会」の実現に向けて、本市の施策に生かしていきたい。



▲説明の様子



▲議場傍聴席後方に設置された親子室